

推薦上の注意

- 1 既に勲章を受けた者及び同一の業績により黄、紫、藍綬褒章を受けた者は推薦しないこと。

また、既に科学技術分野の文部科学大臣表彰（若手科学者賞、研究支援賞の研究開発マネジメント部門、高度技術支援部門の2部門、科学技術賞の開発部門、研究部門、技術部門、理解増進部門の4部門、創意工夫功労者賞）、静岡県科学技術振興功労表彰及び静岡県科学技術振興知事褒賞を受けた者についても同様とする。

- 2 科学技術振興功労表彰のうち、研究開発功労者及び産業技術振興功績者については、概ね50歳以上を目安とする。
- 3 科学技術振興知事褒賞のうち、①優秀発明考案者の「原則として過去3年間の間に出版された発明」とは、毎年6月末日を起算日とし、過去3年間に公開された発明を原則として対象とする。
- 4 科学技術振興功労表彰及び知事褒賞ともに、②の「研究開発功労者」の表彰の対象となる者は表彰要領に記載のとおりであるが、その具体例として次のような者があげられる。

ア 技術開発に関し、優れた研究成果をあげた者

イ 新しい現象、有機物質の発見、有用品種の育成等を行った者

ウ 新しい理論解析、実験手段、測定方法等を創案した者

エ 有用データの収集、解析、評価を行い、優れた結果を得た者

推薦調査書記入上の注意

- 1 推薦調査書の表彰区分（功労表彰、知事褒賞）は記入しない。
- 2 推薦順位は同一団体から2人以上推薦するときに記入する。
- 3 業績の名称は概ね20文字以内で記入する。
- 4 調査書はA4縦型で、Microsoft Word等により作成してください。
- 5 その他、記入上不明の点は商工振興課にお問い合わせ下さい。